

令和8年8月1日以降に出生時育児休業を取得する方

出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金の取扱いが変わります

従来 「出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金」を申請時に申告

8/1～ 「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金」を申請時に申告

出生時育児休業期間中を対象とした賃金は支払日に関係なく支払われた賃金として取扱っていましたが、**令和8年8月1日以降に出生時育児休業を取得する方から**以下のとおり取扱います。

賃金支払日

出生時育児休業期間中の就労、
休業中の手当の支払日

出生時（28日取得）

就労あり

出生時育児休業期間中に支払日が含まれていないため賃金に**含めない**

出生時育児休業
期間中の就労、
休業中の手当

出生時（28日取得）

就労あり

出生時育児休業期間中の就労について支払いがあるため賃金に**含める**

出生時①

就労あり

出生
時②

出生時休業期間内（分割した間の就労期間）に支払日があるため賃金に**含める**

出生時

就労あり

本体育休

本体育休期間中に出生時休業期間を対象とした賃金支払日があるため**本体育休の賃金に含める**

出生時①

就労あり

出生時
②

本体育休

支払日がいずれの休業期間にも含まれないため賃金に**含めない**

富山労働局・ハローワーク

育児休業等給付に関するお問い合わせ

育児休業等給付コールセンター 0570-200-406

